

第六回国会 衆議院 議院運営委員会 議院録 第二十一号

昭和二十四年十一月三十日(水曜日)

午後三時七分開議

出席委員

委員長 大村 清一君

理事石田 博英君 理事今村 忠助君

理事佐々木秀世君 理事福永 健司君

理事山本 猛夫君 理事権熊 三郎君

理事神山 茂夫君 理事坪川 信三君

江崎 直澄君 大石 武一君

大橋 武夫君 岡延右エ門君

岡西 明貞君 倉石 忠雄君

田中 元君 田淵 光一君

塚原 俊郎君 福永 一臣君

浅沼福次郎君 田中兼之進君

松井 政吉君 園田 直君

長谷川四郎君 土橋 一吉君

寺本 齋君 竹山祐太郎君

出席國務大臣 増田甲子七君

委員外の出席者 議長 幣原喜重郎君

副議長 岩本 信行君

議員 土井 直作君

議員 玉井 祐吉君

議員 佐竹 晴記君

事務総長 大池 眞君

十一月三十日

委員土井直作君及び吉川久衛君辞任につき、その補欠として松井政吉君及び竹山祐太郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

会期延長に関する件

人事官弾劾訴追に関する法律案及び

人事官弾劾訴追手續規程案起草の件
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正に関する件
議員会館運営規則に関する件

○大村委員長 これより会議を開きます。まず会期延長の件を議題といたします。事務総長より説明を願います。

○大池事務総長 今朝の本会議の散会直後に官房長官から議長まで、政府の意向といたしまして重要議案の成立を望んでおられるけれども、それには会期が本日一ぱいでございますので、少しむりではないかと思われ、参議院と十分御協議の上、しかるべく延長方について配慮を願いたい。こういう意味合いの申入れがあつたのであります。そこで参議院と協議をする前に、議長としては衆議院の方の常任委員長の方の意向を徴しなければならぬ。法規上の規定になつておりますので、参議院との点について協議をする前提といたしまして、常任委員長の意向を徴し、かつ運営委員会に御諮問を申し上げてこの点をとりはからいたいと考へまして、十二時に常任委員長会議を開く予定にいたしておつたのであります。そうしておきます間に、その後十一時ころでございますが、参議院の運営委員会が三日間会期を延長したいという一致をいたしました。参議院の議長から本院議長に、ぜひこれに同調を願いたいという意味の協議の申出があつたのであります。

○神山委員 ちよつと事務総長にもう一べん確かめておきたいのですが、参議院へは政府から会期延長を申し込んだのですか。

○大池事務総長 参議院の方からは、別に政府から会期延長の申入れがあつたから云々という事は申し出て来ておりません。ただ参議院の方では、正規の手続を経て運営委員会に諮つた上、三日間の会期を延長したいということに意見が一致した、そこで参議院議長は衆議院議長に、これに同調してもらいたいという意味の申出があつたわけであり、参議院がそういうふうな御決定をいたしました経緯については私ども存じておりませんが、ただ参議院から正式に私どもの方へ申入れ

がある前に、官房長官から延長方について、参議院と御協議の上でしかるべく配慮を願いたいという意味の申出が、議長まであつたのであります。それから、ちよつと官房長官から参議院側にも、同様の意味のお話があつたかどうかは、私ども存じておりません。

○神山委員 それは官房長官の方から、こちらの議長の方に申入れがあつたのですか。

○大池事務総長 そうです。

○神山委員 いつの何時ですか。

○大池事務総長 それは今朝の本会議の散会直後で、ほぼ九時半ころださうでございます。

○神山委員 私の方から総理の出席を要求しておりますが、これはどうなりましたか。

○大池事務総長 総理と官房長官との御要求がありました。事務的には交渉をいたしましたけれども、総理は少し御都合がありまして、御出席ができません。従つて官房長官がかわつて出て来るといふことをお願いいたしました。

○神山委員 官房長官では総理のかわりにはならないからこそ、今まで何度も総理を呼んでおるので、それをきよになつて、また官房長官が出て来るといふことは無意味です。ことに官房長官に聞きたいという要求が社会党からありましたし、私の方でも事務的なことは官房長官に聞いてもよい。しかし私どもとしては吉田君に聞きたいことがあつて、前から留保してあるのです。今度も特に要求してあるの

に出て来ない。衆議院においては予算委員会その他においては、このころはなか／＼勉強して出て来る。参議院の運営委員会には総理は早起きをして出ておる。それでいてどうして衆議院運営委員会には出て来ないのだ。それをはつきりしてもらいたい。衆議院をなめておるのか、それとも参議院の工作上、特に総理が出席されたのか、こういう問題も出て来る。私たちとしては衆議院をなめて出て来ないというふうな解釈せざるを得ない。だからあくまでも総理の出席を要求します。

○石田(博)委員 これはあなたの方から要求があつて、その要求があつたことを委員長が成規の手續をとられた。それによつて返答があつたのですから、そういう御議論をされてもしょうがない。だからこれは、委員会としては強制的に出席を要求するものか、どうかということをおきめ願つた方が早い。

〔発言する者あり〕

○大村委員長 幹内へ願います。これは私どもの十分考へなければならぬことですが、先般来たたび／＼総理の出席を要求したけれども、総理が出て来ないのです。参議院には行く。会期もないのですし、ここにも一度ぐらゐ総理が出てもらつた方がよいだろうと思ふ。官房長官が幸いにお見えになつておるから、よく御相談になつて、一度ぐらゐは衆議院の運営委員会に出た方がよいじゃないか。少し衆議院を軽視しておるといふ感を抱かざるを得な

い。そういう意味合いで政府は、ひとつ進んで総理大臣を出席せしむべきである。

○淺沼委員 今の問題に關連しながら官房長官にお伺いしたいと思うのですが、政府では衆議院に対して、参議院と協議の上しかるべくとりはからいを願いたいという申出があつたようであり、政府は衆議院以外に、参議院の方に對しても、何かけさの新聞からジヤカ記憶ありませんが、総理大臣並びに官房長官が運営委員会に出席されて、会期延長の問題について政府の立場を述べられたというように聞いておるのですが、参議院に申入れをやつたのけいつ申入れをやつたのか。きよの運営委員会には、参議院の要求で官房長官、総理が自発的に出ているのか。それから参議院に対する要望は、どういふものであつたのかということをお願いしたいと思います。

○増田国務大臣 総理が参議院の運営委員会に出られたのはどういふことかと申しますと、昨日参議院の社会党の中村正雄君が総理の出席要求をしておつたのです。ところが政府がそのことを告知を受けたのはきようであり、また、あなたも総理が衆議院における食確法の裁決のために登院いたしましたから向うへまかり出た、こういう次第でございます。それと前後いたしましたので、まず第一に衆議院へ行き、それから参議院へ行きました。政府の意向といたしまして、重要法案議案が、今や最終日に参つておりますが、本日余がところ十四時時間半しかない。そういう状況からならみますと、会期等の件につきまして、参議院と御相談の上御配慮願うことを希望します、こういう

意味の申入れをいたした次第であり、す。会期の期日その他のことについては、政府は何ら意思表示をなしたたのであります。というのはいは会期を延ばすことは、国会で決定を要することであり、また、政府は、ただ議案、法案等を通過せしめたいといふことを熱望いたしております。ついでに会期の延長方について、参議院と御協議の上、しかるべき御配慮を煩わしたい、こういう申出であります。参議院も同様になつております。

○淺沼委員 それでお伺いいたしますが、今まで政府は大体において日を切つて幾日くらいあればということであつたのですが、今度は日を切つておらぬ。

○増田国務大臣 この前は実は私どもの方で申出をいたさなかつたのです。

○淺沼委員 今までは参考し何かに政府の意見を開陳せよということを見込んでおられますが、しかしながら会期は自主的に御決定を要すことであると申し上げておられます。

○淺沼委員 それはもちろんであるけれども、どのくらいのことを延ばしてもらいたいといふことを言つたが、今回はそういうことではなく、政府は重要議案の成立といふことをいうわけですね。それからもう一つは総理大臣はたたく出席したといふことを言われたいので、今神山君から言われたように、総理大臣をここへ出してもらいたいと要求するのであつて、何も官房長官の出ることなく、政府を代表する意味から総理大臣に出てもらいたい。しかしながら総理大臣が出られぬ

ときには、政府の方では副総理が出るということは今までもあつた。これは何も官房長官では足りないというわけではありませんけれども、総理大臣に聞きたいことがあるのだ。官房長官は政府を代表して出たといつてもおのづから別である。自然それは総理事務である場合においては、代表すべき者があつて、今まで林副総理がたび／＼出られたといふことは、第二次吉田内閣ではございます。参議院の方には本会議あるいは委員会等には、大分出席され

○大村委員長 官房長官、この際何か御發言をいたしますか。

○増田国務大臣 総理の御都合がつけば出るに越したことはございませぬが、きようは昼過ぎ御都合が悪いといふことでありますから、その点を申し上げておきます。副総理は総理に事故があるときは代理すべきものであります。が、数日欠席をいたしておりました。

○淺沼委員 会期の問題はただいま初めて私ども聞くのであります。この前の会の際にも、衆議院側においては会期を延長しない、何かの問題があつたときにはまた考えようといふことになつておつて、今初めて政府から申

入れがあり、参議院の方からも協力方云々といふことですが、私どもは一度党の方に帰りました。どう扱つかといふことをきめてとりはからいたかと思つて、議事が済んだあとでよいのですが、三十分くらい御猶予を願いたいと思つております。

○神山委員 ちよつと官房長官に聞いておきたい。いま日付を忘れまして、あなたには予算案及びこれに關連する税法關係の重要法案が、いつごろ出るかという私たちの尋ねたのに対して、一番初めは大体十日ごろには何とかなるというふうにおつしやつた記憶はありませんか。

○増田国務大臣 神山さんにお答え申し上げます。十日ごろを目標にして提出方をせつかく急いでおります。こういうこととあります。

○神山委員 その次にお尋ねいたします。その次には十二日ごろといふふうなところでお答えしたことを御記憶ですか。

○増田国務大臣 關係方面と折衝の結果、私は非常に正直に申し上げますが、十二日の土曜日に提出をいたしました。十四日に財政演説をやる、そういう予定になりつとあるといふことを申し上げた事実がございします。その次には十四日といふふうにおつしやつたことがありますか。

○増田国務大臣 その次は十四日ごろではあります。十四、十五、十六の間に行つて行くことになる、こういうことを申し上げました。

○神山委員 それならけつこうです。予算の提出については私は初めから念をおしておる。十日とおつしやるなら

きちんと十日に出してもらいたい。十五日なら十五日、十六日なら十六日、十五日なら十五日、六日とはつきり言つてもらいたいと言つたが、いつもなまず問答したいに逃げた。しかるに会期の延長の責任が野党側にあるごとく、山口国務大臣が国会討論会で言つておる事實がある。その次に財政演説に對する質問演説が延びた原因は、あなたも御承知の通り、私たちはぜひ本会に総理に出席してもらいたいと言つたときに、あなたは涉外關係で一人人と會つて云々と、いろいろを言われてその日は拒まれた。ところが翌日の新聞によれば、それは外人であるから涉外關係であるかもしれない。しかし外人は単なるアメリカの太平洋沿岸の一土木業者であるといふことが、外国電報ではつきりしておる。こういうふうな事實のために会期が二日むだに使はれておる。こういうふうな責任を野党側に負わせるような政府の行き方に対して、私たちは断じて承服できない。従つて会期延長の責任は当然政府側にあることを、認めら認めないか。

○増田国務大臣 政府側にあるとは認めません。というのは私が第二回に申し上げました通り、十四日に提出し、しかしして財政演説は十五日にしております。しかもこれには実は揣摩臆測がございまして、おそろく臨時国会中は、予算案の提出の運びに至らぬだらうという流説がありました。私たちが予想よりもはるかに早い十四日に提出できました。これは私たちの手柄の一つであると思つておる。

○神山委員 それは詭弁だ。自分で運営委員会に来て十日と言ひ、十二日と言ひ、十四日と言つて、さらに十六日

○神山委員 それは詭弁だ。自分で運営委員会に来て十日と言ひ、十二日と言ひ、十四日と言つて、さらに十六日

○神山委員 それは詭弁だ。自分で運営委員会に来て十日と言ひ、十二日と言ひ、十四日と言つて、さらに十六日

○神山委員 それは詭弁だ。自分で運営委員会に来て十日と言ひ、十二日と言ひ、十四日と言つて、さらに十六日

に質問演説が延びた責任は、ことごとく君たちの失態にあるのじやないか。その責任を一言も認めないで、一般の流説に反して早く上つたことは私どもの功績であるとは何事だ。現に山口國務大臣はこの前こへ出席して、まことに遺憾でありますと言つておる。同じ政府部内で官房長官は功績であると言つし、一方はまことに遺憾であると言つておる。これはどういふことだ。答えられないのか。

〔答非無用と呼ぶ者あり〕

○淺沼委員 この際、会期延長の問題と関連して聞いておきたい。というのは政府の方では重要議案を成立せしめたいために延ばしてもらいたいというところでありますが、しかし通常国会がすぐ四日から開けることになつておる。形式的にまた一応、重要議案が成立しない形になつても、継続審議にしておけば、すぐ四日からあらためて国会が開けるから、案外政府は御心配にならなくても、議会は継続から継続という形になつて問題はないと思う。新聞によりますと、政府の方は何か早く予算案も出され、また総理大臣の施政方針の演説も十三日ごろと出ておりますが、通常国会で法案、あるいは予算案の出る大体のプログラムでも聞かれればけっこうです。

○増田國務大臣 來国会の予算をいつごろ提出するか、それから施政方針、財政演説等をいつごろするということは今のところ決定いたしておりません。大体の法案はいろいろ考へることにはございまして、今のところまだ確たる見込みはついておりません。ただし御承知の通り各議員のそれらいろいろの中には、明年度の予算の大綱は入れ

る予定をいたしております。

○淺沼委員 これは大蔵大臣が表に發表されておるのではなく、それらいろいろの話題の中にならぬ間は間接に聞くのでありますが、案外関係方面との折衝は順調に行つて、予算案は少くとも十日ごろ、あるいは十日日ということとは別として、いわば一月にわたらないで、年内において早い機会に出るであろうということとは想像してよろしいのですか。

○増田國務大臣 そういふお説のような見込みの出せないことはございませぬが、政府といたしましては、まだはつきりと大体の見込みを申し上げかねる次第であります。

○神山委員 官房長官に御尋ねしますが、今淺沼君の言われたことは、新聞の報道ですから、あなたはそれは知らないとおつしやるかもしれないが、新聞報道の中には郡君と橋本君その他の話合ひの結果、こういふふうになりますかということを書いておる。そういうことをあなたには知つておるか知らないかということですか。

○増田國務大臣 種々の相談はいたしたことがございませぬ。

○神山委員 あなた自身はそういうような問題について、新聞發表をするような動きをなさつたことはありませんか。

○増田國務大臣 各種の相談をいたしておられますが、まだ決定しておりません。

○神山委員 相談したということは認められるわけですね。

○神山委員 その相談した大体のことを御發表になつたことはありませんか。

○増田國務大臣 少しは淺沼君のさつ

き御指摘のような意見もあります。党としても意見はありますが、もつとも適當と認める時期に發表するわけでありませぬ。

○神山委員 いずれ私の方では総理の出席を求めます。きようは御苦勞さんでした。

○大村委員長 ほかに官房長官に対する御質問はありませんか。—それではどうも御苦勞さまでした。

○大池事務総長 ひとつおきめ願ひたい点がございませぬ。それは先日の人事官彈劾の訴追に関する法律案を、こちらで仮決定をいたしまして、参議院に送つて、参議院も正式の委員会として研究しておりましたので、同意の旨の返事がありましたので、早速関係方面に連絡をいたしましたところ、昨日OKが参りました。つきましてはこの際正式に御決議を願ひたいと存じます。

○大村委員長 それでは人事官彈劾訴追に関する法律案及び人事官彈劾訴追手続規程案は、原案の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大村委員長 それでは原案の通り決しました。

○大池事務総長 そういたしますると、この規定案の方は、法律案が通過いたしましたものと、本会議で議決することとが不可能でありますから、とり急いで法律案の方の本会議の上程の手続をとるようにはお願いをいたしたいと考へます。

○大池事務総長 さらにもう一つ、これと関連して残つておりました問題で、国会議員の歳費、旅費及び手当等

の法律の一部改正に関する法律案、この中に秘書の手当の件がございませぬ。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二 各議院の役員及び特別委員長は、国会開会中に限り、予算の範囲内で議会雑費を受ける。但し日額二百円を超えてはならない。

第十条中「月額七千円」を「月額九千円」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

第十一条の二 衆議院議長から人事官彈劾の訴追に関する訴訟を行うことを指定された議員は、その職務の遂行に必要な実費として、別に定める額を受ける。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第十条の改正規定は、昭和二十四年十一月一日から適用する。

2 議長、副議長及び議員の秘書が昭和二十四年十一月一日以後の分として既に支給を受けた給料は、この法律による給料の内払とみなす。

○大池事務総長 これを簡単に御説明申し上げます。ちようど中ほどの第十條のところから一応御説明して、またあとにもどります。「第十條中「月

額七千円」を「月額九千円」に改める。」これは秘書の給与といたしまして、補正予算等でとれますれば、ただちにこれが給与の方法ができるわけでもありません。九千円に改めるということに御願ひいたしたいと思ひます。次に十一條

の次に十一條の二というのを差加えていただきます。衆議院議長から人事官彈劾の訴追をする訴訟代理人を指定することができるとなりましたので、その指定されました議員が、現実にその職務を執行する場合に必要な実費というものがあることを考へておられます。従いましてその実費支弁の道をこしらえておきませんと、払うわけには参りませぬ。その職務遂行に必要な実費として、別に定める額を受ける。」ということに相なつております。どういふ場合にだけだけ出したらよいだろうかといふ具体案は、別に両院議長の協議に基づいて支給する規定を後刻御決定を願ひうこととして、ただそういう場合に実費支弁の道があるということだけを、法律で御決定を願ひたいというのが十一條の二であります。それから最初の方へもどつていただきました。「第八條の次に次の一条を加える。」この点は御承知の通り、常任委員長等の便宜のために、自動車の使用を願つて、委員会等でも御利用を願つておるわけでありませぬが、その自動車の運転手等に、御自分でチップその他をおやりにならなければ、現実の面で御不便を来しておるわけでありませぬので、そういうことにお願ひしておるわけでありませぬが、それだけではどうもいまいかないかねる場合もあるのであります。ところ

で予算の流用の問題が非常にむずかしいが困難であります。特に予備金等で流用して支払わなければならないという面が出て参りましたときに、なかなかそれができないというようにならなつておられますので、国会の閉会中に限りまして、予算の範囲内で議会の雑費を受けるという形をお願いをいたしまして、これらの諸費用に充てていただきますという意味で、各議院の役員及び特別委員長ということにさせていただきます、こういうことであります、但しその金額は日額二百円を越えてはならないという限度を設けて、この一条を入れてもらいたいというのが八条の二であります。この点は予算の範囲内であるならばよろしいというこの関係方面等の意向で、今日まで折衝いたしましたので、OKが参つた次第でありますので、お願いをいたしたいと思います。

○浅沼委員 ちよつとお伺いします、十一條の二の実費という点で、役員、特別委員長の方は国会閉会中に限るといふことになり、閉会中とは問題になつておらぬようですが、人事官訴追の方は、閉会中といえどもやはり受けるということになるのでしょうか。

○大池事務局長 いろいろぐあいになりますか、あとで別に定めるといふこともむずかしいと思います。たとえ一回どのくらい、一日どういふぐあいに定めるかということもあらうと思ひます。また現実に行かなくてもいろいろ調べがありますので、そういうものを差加えてやるか、どういふようになりませうか。これはまつたく現実起

つた場面を見なければなりませんので、その場面に際して、いろいろ御希望や、実際にいろいろ新しい仕事があるというところでお願いをすることにしようと思ひます。

○大村委員長 ちよつと伺いますが、細則は十三條で両院議長が協議してこれを定めることあります。お定めになる場合に運営委員長に御諮問がありますか。

○大池事務局長 いろいろものはいつもやつております。

○大村委員長 諮問がありますれば、その時にまた御協議いたします。

○倉石委員 私の方はただいま事務総長の御説明の法律案に賛成いたします。

○大村委員長 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正に関する法律案は、原案通り決するに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
○大村委員長 それでは、原案通りに決しました。
ちよつと速記をとめてください。
〔速記中止〕
○大村委員長 速記をお願いします。
○今村(忠)委員 過日、御了解を求めおきました議員会館運営規則の案は、法制局で目を通していただきました、もうこれ以上全力を尽す要がないといふところまでの、完璧のものができあがりましたから、これを印刷配布することを御了承いただきたいと思ひます。

〔参照〕
衆議院議員会館運営規則(昭和二十四年十一月三十日決定)

第一章 議員事務室割当
第一条 議員事務室(以下議員室という)の各党派に対する割当は、その所属議員数の比率によつて決定する。
第二条 議員会館は、第一号館から第九号館までを議員室に充て、各号館の議員室の合計数は二百七室とする。
各号館毎の議員室の室数及び室番号は、次の通りとする。

区別	一階の室番号	室数	二階の室番号	室数
第一号館	一〇一号—一一一號	一一	一一一號—一二一號	一一
第二号館	一二一號—一三一號	一一	一二一號—一三一號	一一
第三号館	一三一號—一四一號	一一	一三一號—一四一號	一一
第四号館	一四一號—一五〇號	一〇	一四一號—一五〇號	一〇
第五号館	一五〇號—一六三號	一四	一五〇號—一六三號	一四
第六号館	一六三號—一七一號	一四	一六三號—一七一號	一四
第七号館	一七一號—一八二號	一一	一七一號—一八二號	一一
第八号館	一八二號—一九一號	一〇	一八二號—一九一號	一〇
第九号館	一九一號—一九二號	二	一九一號—一九二號	二

第三章 世話人会
第三条 議員会館に關し、議院運営委員会又は福利小委員会が決定した事項の運営を協議するため、世話人会を設ける。
第四条 世話人会は、在館議員で各党派から推薦された者各々二名をもつて構成する。
第五条 世話人会に幹事三名及び准幹事一名をおく。
幹事は、世話人の中から互選する。准幹事は、会館長をもつて充てる。
幹事は、世話人会で協議決定した事項及びその他諸般の事項について世話人との連絡に當る。幹事は、開かないものとする。幹事の任期は、会期の始めから次の会期が始まるまでとする。
第三章 議員室の使用
第六条 議員室は、議員の職務遂行のため割当を受けた議員が、これを使用する。
議員室の使用が他の議員との使用を変更しようとする場合には、その所属党派事務長を通じて所要の手續を行わなければならない。

第十条 議員室の使用は、火災、盗難の予防等に万全の注意を払い、外出又は退館の際は電気、火気、戸締等に敵に注意しなければならない。
第十一条 議員室の鍵は、外出又は退館の際は会館事務室に預けなければならない。
第十二条 電気ヒーター、電気コンロは、本院備付のもの以外は使用してはならない。
第四章 会議室の使用
第十三条 会議室の使用は、党派に直接の關係のある会合で、議員が主催する場合に限る。但し、議員が会館長に届け出で紹介した議員秘書のみの会合は、これを認める。
第十四条 会議の責任は、これを主催する議員が負ふものとする。但し、議員秘書のみの会合については、この会合を届け出た紹介議員が負ふものとする。
法令の規定による所轄警察への集金の届出は、主催議員又は紹介議員が行ふものとする。
第十五条 会議室を使用しようとするときは、会議の日時、目的及び出席人員数を、予め主催議員又は紹介議員から会館長に届け出るものとする。
会議室使用の順位は、申込順とする。
届出の内容に疑義があるときは、会館長は、幹事に使用の可否を諮らなければならない。
第五章 館内出入
第十六条 各号館には、すべて本館玄関より出入するものとする。

第十七条 各号館の出入口は、本館からの通路を除くのはか全部非常出入口とし、非常時又は特に必要のある場合の外は開放しない。

第十八条 係員は必要があると認めるときは、記章又は帯用証の提示を求めることができる。

第六章 議員に対する面会

第十九条 議員に対する面会は、すべて受付を経なければならぬ。
第二十条 議員に対し面会の申出があつた場合は、議員に連絡しその承諾を得てから応接室に通行させるものとする。

第二十一条 議員から特に議員室まで通行させたい旨の連絡があつたときは、議員会館事務室において通行証を發行する。但し、記章又は帯用証を有する者は、通行証を要しない。

第二十二条 面会者は、静肅を旨とし、所定の部屋以外を濫りに歩いてはならない。
第二十三条 出入者が危険物又は汚染物を携行した場合その他他人に迷惑を及ぼす虞がある場合は、入館を拒否し又は退館を要求することができぬ。

第七章 食堂の使用
第二十四条 食堂の使用は、議員及び議員会館に出入りできる者に限る。
第二十五条 主食は、本院発行の食券がなければ購入することができない。

第二十六条 すべて飲食物は、食堂から出前しないものとする。

第二十七条 会議を行うために食堂を使用することはできない。

第八章 電話の使用

第二十八条 長距離電話を使用するときは、会館事務室に届け出で、使用後その都度料金を払込まなければならぬ。

第九章 ラヂオの使用

第二十九条 議員室における個人使用のラヂオは、各自が使用申込、使用料金を払込等の手続を行い、世話人会及び会館事務室はその責任を負わぬ。

第十章 秩序維持

第三十条 館内出入者は、本規則を遵守しなければならない。
第三十一条 館内の取締は、監視要員が行う。

第三十二条 館内において秩序を乱す者があつた場合の処置については、特に必要と認めるときは、会館長は幹事に諮らなければならない。但し、議員室における行為については、その室の議員が責任を負い、世話人会及び会館事務室はその責任を負わぬ。

第三十三条 正門の開閉時間とする。
第三十四条 閉門時間は、午後十一時とする。

第十二章 防火訓練
第三十五条 会館は、事務室職員が主体となつて毎週土曜日に防火訓練を実施する。

○大村委員長 今村君の御提議に御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○田中(繼)委員 福利小委員長から提案のあつたことに関連いたしました。またきよりの国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正案にも出ておりますが、こういうことは申し上げたくないのですけれども、先般の特別職の職員の俸給等に関する法律では、衆参両院の事務総長の方が、われ／＼国会議員よりも待遇が上だという形が現われに来ておるわけでありま

す。その点から国会議員の歳費の問題についてもひとつ検討をお願いしていただきたいと思ひます。もちろん大臣の給料との関係もあり、特別職としての事務総長の立場はよくわかりま

す。われ／＼国権の最高機関としての国会議員の待遇が、国会の事務総長よりも歳費の点で下だということは、これはどうもやはり私は納得できないと思ひます。この点について本委員会におきまして、早急に改正するようにおとりはからいを願ひたいと思ひます。

○大村委員長 ただいまの田中君の御提議になりました点は、ひとつよく検討いたしました。福利小委員会等でも検討を願うことにいたします。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大村委員長 それでは暫時休憩いたします。
午後四時五分休憩

午後四時五十分開議
○大村委員長 休憩前に引続き会議を開きます。
懸案の会期の件を議題としてしま

す。
○松井(政)委員 会期三日間の延長に對して、わが党はただいま代議士会を

開いて、いろ／＼議論いたしました結論を申し上げます。大体当初わが党は、野党全体として会期四十日を主張いたしました。これは三十日に決定をされ、さらに七日間延長が議題になりましたときに、われ／＼は九日間延長して継続審査をやり得る余地をおい

たからよろうとうことを主張したのであります。これでも採決の結果敗れまして七日と決定されたのであります。従つて長い会期をもつて十分審査することはわれ／＼年来の主張であります。しかしながら今回の会期三日間

延長は、そういう正しい主張を押し切つて七日延長し、さらに三日延長して、延長の仕方自体が、夜店のバナナ売りみたいな状態を呈しておる。さらに先

ほども議論が行われたように、一切の会期延長の責任が野党にあるように流布されておる。これは野党全体として考へても、またわが党として考へても承服でき得ないことであります。政府の法律案提出時期の責任、さらに運営

委員会が幾たび要求しても総理大臣がおいでにならない。総理大臣初め政府全体が国会を無視する態度、軽視する態度が、結局会期を次々に延長しな

ければならない不祥事を引起した。こういう考へ方になつて、会期延長について反対ということに決定いたしました。

○権限委員 わが党も社会党松井君の述べられたとまつた同一の理由において、会期延長に反対であります。○神山委員 共産党も会期延長には全面的に反対であります。理由は松井君によつて尽されておりますが、もう一つつけ加えますれば、会期延長は政府側の責任であると言われましたが、こ

の前われ／＼の案が否決されましたあとで、私たちが会期延長の場合、社会党に同調しましたのは、当時の実情からみまして、社会党の御意見が妥当であると思つて採決には同調した事実もあるわけでありま

す。先ほども増田君に私が聞いた点でも明らかになつて、政府側が常に事態を甘く見ておる。でなければ意識的に事の本質をごまかすように見えておる。従つてこれはあくまでも追究しなければならぬから反対であります。さらに先日日曜日に本会議を開くということが論議せられた際

に、決定的な形ではありませんでしたけれども、会期は延長しないというような意思表示がされておるばかりでなく、ある場合それが前提的に含まれていて、二十九日の日曜日に本会議を開くということが申し合せされた。日ごろ申合せを忘れられないあなた方であり

ますから、よもやお忘れなれないと思ひますが、当時大臣は参議院方面において云々ということもありまして、新しい逃げ道ができておられますけれども、その有無にかかわらず、お互いに尊重するということを申し合せたのに、こ

ういふ問題に對して民自党側から、すでに参議院側に對して工作が行われ、またこちらの意思が表明されておるといふことはまことに奇怪だと思ひます。日ごろ石田君は信義を強調されておられますが、今日こそ信義を思い出して、さつぱり会期延長はあきらめていただきたい。

○寺本委員 わが党はやむを得ざるものとして、三日間延長に賛成いたします。

○竹山委員 反対であります。
○佐竹晴記君 延長しないでも、継続

審議すれば何のさしつかえもないから、継続して四日からお始めになつたらいかですか。

○五井祐吉君 代議士会を開いているいろいろな点から論議されましたが、結論は会期延長に反対、理由は今までに述べられましたことで大体尽きておるので、あえてつけ加えません。

○石田(博)委員 いろいろと何か言つておられたようですが、わが党は延長やむを得ないものと考えます。

〔賛成者挙手〕

○大村委員長 なお念のため、延長に反対の方の挙手を願います。

〔反対者挙手〕

○大村委員長 十三対十で十二月三日まで、三日間会期を延長することに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四分散会